

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

審査要項

平成 31 年 1 月 23 日
文部科学省初等中等教育局長決定
令和元年 12 月 26 日改正
令和 3 年 1 月 21 日改正
令和 4 年 1 月 5 日改正
令和 5 年 2 月 7 日改正

「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、国立、公立及び私立高等学校、中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校（以下「高等学校等」という。）の管理機関（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人等をいう。以下同じ。）から申請された本事業に関する構想計画について、3年後の完成像を踏まえ、構想目的・目標の設定の適合性、構想目的達成の仕組みの妥当性等、先進的なカリキュラム研究開発・実践の実現性、管理機関の実施体制、管理機関による財政支援等や総合的な事業計画の実現性について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

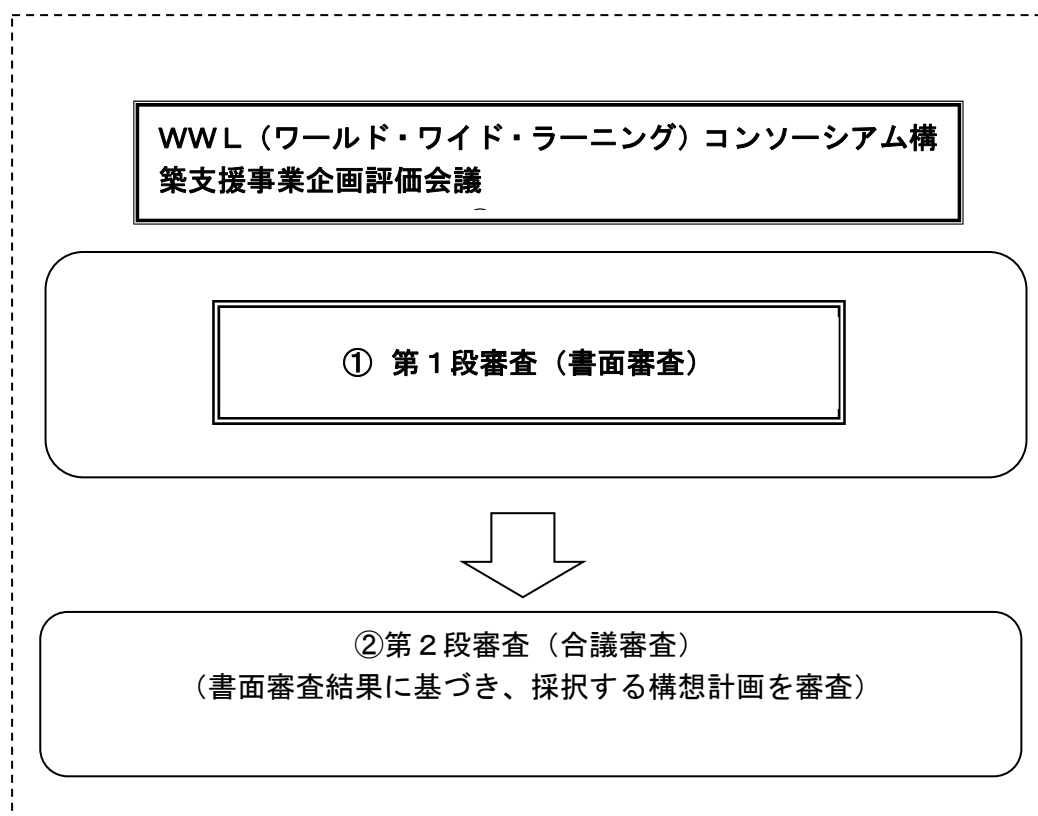
なお、採択に際しては審査の評点順とするが、構想の多様性を確保する観点から、取組の特徴、地域性及び国公私のバランスにも配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）を設置する。
- ② 企画評価会議においては、受理された全ての申請について「第1段審査（書面審査）」及び「第2段審査（総合的な調整を行うことを主眼とした合議審査）」を実施し、採択する構想計画の審査を行う。

<審査の手順>



(2) 審査 (の進め方)

① 第1段階審査 (書面審査)

- ・企画評価会議は、高等学校等の管理機関から提出されたWWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業構想計画書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

② 第2段階審査 (合議審査)

- ・第1段階審査の評価を基に総合的な調整を行うことを主眼とした企画評価会議協力者による合議審査。
- ・必要に応じて構想計画についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する構想計画について、3年後の完成像を踏まえ、構想目的・目標の設定の適合性、構想目的達成の仕組みの妥当性等、管理機関の実施体制、管理機関による財政支援等、総合的な事業計画の実現性について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各構想計画の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された構想計画は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 協力者の氏名について

企画評価会議協力者の氏名については、採択後に公表することとする。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。
 - (ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 審査委員自身が所属している法人等から申請があった場合
 - (ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
 - (オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された構想に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する構想の審査を行わないこととする。また、企画評価会議における当該構想の個別審議に加わることができないこととする。
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合

又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。